有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（概要）

・有人国境離島地域は、**平成29年**の**有人国境離島法の施行**以降、**人口の社会減が一定程度抑制**されている一方、**人口減少や高齢化が全国と比して厳しい状況**にあるなど、**依然として多岐にわたる課題を抱えている**。また、法成立から10年を経て、**我が国の置かれる安全保障環境は厳しさを増している**。
・現行法が10年間の有効期限を迎える今、有人国境離島地域が**現下の諸課題を克服し、今後もその役割を安定的かつ継続的に果たすことが必要**になっているところ、**有効期限の10年間の延長**を行うとともに、**所要の改正**を行うこととする。

現行の有人国境離島法に規定されている主な事項

法の目的

○我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与する

定義

有人国境離島地域

○自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域等

特定有人国境離島地域

○有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの（特定有人国境離島地域名は別表に明記）

国の責務

○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する

基本方針・計画

○内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定める
○都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努める

有人国境離島地域に係る施策

＜保全＞
・国の行政機関の施設の設置
・国による土地の買取り等
・港湾等の整備
・外国船舶による不法入国等の違法行為の防止
・広域の見地からの連携

＜その他＞
・啓発活動

特定有人国境離島地域に係る施策

＜地域社会の維持＞
・国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化
・国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化
・生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
・雇用機会の拡充等
・安定的な漁業経営の確保等

※必要な財政上の措置等を講ずるものとする

その他

○この法律は、一部を除き、平成29年４月１日から施行する
○平成39年（令和９年）３月31日限り、その効力を失う　　等

今般の改正（案）

特定有人国境離島地域の追加

○**特定有人国境離島地域**として、以下地域を**追加**
・**天売・焼尻**（北海道）
・**飛島**（山形県）
・**粟島**（新潟県）
・**新島・式根島**（東京都）

都道県の責務に係る規定の新設

○**都道県**について、有人国境離島地域の**保全**及び特定有人国境離島地域に係る**地域社会の維持**のため**必要な施策の実施**等に関する**努力義務規定**の**新設**

滞在型観光の促進に係る規定の追加

○**基本方針**及び**都道県計画に定める事項**並びに**地域社会の維持に関する施策に係る規定（配慮規定）**として、特定有人国境離島地域と他の地域との間の**交流拡大**のための「**滞在型観光の促進**」を**追加**

期限の延長

○有効期限の**10年間延長**
（令和19年３月31日まで）

検討条項の新設

○改正法の**施行後５年**を経過した場合に、**施行状況について検討**を加え、その**結果に基づいて必要な措置を講ずる**旨を附則に新設